



県章

山形県公報

平成31年4月12日（金）

第3036号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

○山形県公舎管理規則の一部を改正する規則……………（管財課）…401

告示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…404

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同

○同……………（同）…405

○特定計量器の定期検査の実施……………（産業政策課）…同

○同……………（同）…407

○国土調査の成果の認証……………（農村計画課）…408

○林業種苗法に基づく生産事業者の登録……………（森林ノミクス推進課）…同

○公共測量の終了の通知……………（県土利用政策課）…409

○同……………（同）…同

○県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………（会計局）…同

公告

○一般競争入札の公告……………（情報政策課）…410

正誤

規則

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月12日

山形県知事 吉村 美栄子

山形県規則第30号

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則

山形県公舎管理規則（昭和43年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「警察職員」を「公舎で、山形県警察に勤務する職員（以下「警察職員」という。）」に、「公舎」を「もの」に改める。

第5条第1項第4号中「警察署に勤務する」を削る。

別表第1第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2

公 舎 名	使用料の額（円）
山形第6号職員アパート	1,600

山形第7号職員アパート	1,700
山形第8号職員アパート	1,600
山形第10号職員アパート	1,500
山形第11号職員アパート	1,500
山形第12号職員アパート	1,600
山形第13号職員アパート	1,600
山形第15号職員アパート	1,500
山形第16号職員アパート	1,600
山形第18号職員アパート	1,700
山形第19号職員アパート	1,800
山形第21号職員アパート	1,600
山形第22号職員アパート	1,700
山形第23号職員アパート	1,300
山形第24号職員アパート	1,700
山形第25号職員アパート	1,600
山形第26号職員アパート	1,700
上山第2号職員アパート	1,400
寒河江第3号職員アパート	1,200
寒河江第4号職員アパート	1,300
村山第4号職員アパート	1,300
村山第5号職員アパート	1,300
新庄第3号職員アパート	1,200
新庄第5号職員アパート	1,100
新庄第6号職員アパート	1,100
新庄第7号職員アパート	1,100
新庄第8号職員アパート	1,200
米沢第3号職員アパート	1,300
米沢第5号職員アパート	1,300
米沢第6号職員アパート	1,500
米沢第7号職員アパート	1,400
米沢第8号職員アパート	1,400
米沢第9号職員アパート	1,300
長井第4号職員アパート	1,100
長井第5号職員アパート	1,200
小国第3号職員アパート	1,100
鶴岡第5号職員アパート	1,100
鶴岡第6号職員アパート	1,300
鶴岡第7号職員アパート	1,300
鶴岡第8号職員アパート	1,300
鶴岡第9号職員アパート（単身）	1,300
（世帯）	1,300
三川第1号職員アパート	1,100
三川第2号職員アパート	1,100
酒田第5号職員アパート	1,300
酒田第7号職員アパート	1,200
酒田第8号職員アパート	1,100
酒田第9号職員アパート	1,300
東京第1号職員アパート	3,600
東京第2号職員アパート	5,900

山形警第5号職員アパート	1,800
山形警第9号職員アパート	1,700
山形警第10号職員アパート	1,500
山形警第11号職員アパート	1,700
山形警第12号職員アパート	1,500
山形警第13号職員アパート	1,500
山形警第14号職員アパート	1,600
山形警第17号職員アパート	1,900
山形警第20号職員アパート	1,700
山形警第21号職員アパート	1,300
山形警第22号職員アパート	1,300
山形警第23号職員アパート	1,400
山形警第24号職員アパート	1,400
山形警第25号職員アパート	1,600
山形警第26号職員アパート	1,400
山形警第27号職員アパート	1,500
上山警第2号職員アパート	1,400
上山警第3号職員アパート	1,300
天童警第2号職員アパート	1,500
天童警第3号職員アパート	1,500
寒河江警第4号職員アパート	1,100
寒河江警第5号職員アパート	1,300
村山警第3号職員アパート	1,200
村山警第4号職員アパート	1,400
村山警第5号職員アパート	1,300
村山警第6号職員アパート	1,300
尾花沢警第2号職員アパート	1,100
尾花沢警第3号職員アパート	1,100
尾花沢警第4号職員アパート	1,100
新庄警第5号職員アパート	1,200
新庄警第6号職員アパート	1,300
新庄警第7号職員アパート	1,200
新庄警第8号職員アパート	1,100
庄内警第3号職員アパート	1,100
庄内警第4号職員アパート	1,100
酒田警第5号職員アパート	1,300
酒田警第6号職員アパート	900
酒田警第7号職員アパート	1,500
酒田警第8号職員アパート	1,100
酒田警第9号職員アパート	1,400
酒田警第10号職員アパート	1,300
酒田警第11号職員アパート	1,300
酒田警第12号職員アパート	1,300
酒田警第13号職員アパート	1,300
鶴岡警第4号職員アパート	1,300
鶴岡警第5号職員アパート	1,300
鶴岡警第10号職員アパート	1,200
鶴岡警第11号職員アパート	1,200
鶴岡警第12号職員アパート	1,200

鶴岡警第13号職員アパート	1,300
鶴岡警第14号職員アパート	1,400
長井警第3号職員アパート	1,100
長井警第4号職員アパート	1,200
小国警第2号職員アパート	1,100
南陽警第2号職員アパート	1,200
南陽警第3号職員アパート	1,300
南陽警第4号職員アパート	1,300
米沢警第1号職員アパート	900
米沢警第6号職員アパート	1,200
米沢警第7号職員アパート	1,200
米沢警第8号職員アパート	1,300
米沢警第9号職員アパート	1,300
米沢警第10号職員アパート	1,300
米沢警第11号職員アパート	1,300
米沢警第12号職員アパート	1,200

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第272号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
イデアルファード株式会社 酒田市東町一丁目15番地の25	ヘルパーステーションあらた 酒田市東町一丁目15番地の25	居 宅 介 護	平成31. 3. 28
イデアルファード株式会社 酒田市東町一丁目15番地の25	ヘルパーステーションあらた 酒田市東町一丁目15番地の25	重度訪問介護	同
イデアルファード株式会社 酒田市東町一丁目15番地の25	ヘルパーステーションあらた 酒田市東町一丁目15番地の25	行 動 援 護	同

山形県告示第273号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	廃止年月日
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目9番30号	おおやま 鶴岡市下清水字打越4番地1	生 活 介 護	平成31. 3. 31

山形県告示第274号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あらた酒田市東町一丁目15番地の25	ヘルパーステーションあらた酒田市東町一丁目15番地の25	居 宅 介 護	平成31. 3. 31
特定非営利活動法人あらた酒田市東町一丁目15番地の25	ヘルパーステーションあらた酒田市東町一丁目15番地の25	重度訪問介護	同
特定非営利活動法人あらた酒田市東町一丁目15番地の25	ヘルパーステーションあらた酒田市東町一丁目15番地の25	行 動 援 護	同

山形県告示第275号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成31年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期 日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
米 沢 市	計量法施行令第10条に規定する非自動はかり、分銅及びおもり	平成31年6月3日	午前10時から 午前11時30分まで	東部コミュニティセンター	一般社団法人 山形県計量協会
		同	午後1時から 午後2時まで	上郷コミュニティセンター	
		同	午後2時30分から 午後3時30分まで	万世コミュニティセンター	
		同 月4日	午前10時から 午前11時30分まで	三沢コミュニティセンター	
		同	午後1時から 午後2時30分まで	南原コミュニティセンター	
		同 月5日	午前10時から 午後3時まで	窪田コミュニティセンター	
		同 月6日	午前10時から 午後3時まで	北部コミュニティセンター	
		同 月7日	午前10時から 午後3時まで	南部コミュニティセンター	
		同 月10日	午前10時から 正午まで	西部コミュニティセンター	
		山 辺 町	同	月11日	
中 山 町	同	月12日	午前9時30分から 午後2時30分まで	中 山 町 役 場	
西 川 町	同	月13日	午前10時30分から 午前11時30分まで	西川町役場大井沢支所	
			午後1時から 午後3時まで	西 川 町 役 場	
朝 日 町	同	月14日	午前10時から 午後2時30分まで	朝日町開発センター	

大江町	同	月17日	午前10時から 午後2時30分まで	大江町民ふれあい会館
河北町	同	月18日	午前10時から 午後2時30分まで	河北町職業訓練センター
	同	月19日	午前10時から 午前11時30分まで	溝延研修センター
酒田市	同	同	午後1時から 午後2時まで	農村環境改善センター
	同	月20日	午後1時から 午後3時まで	平田総合支所
	同	月21日	午前10時30分から 正午まで	定期船飛島勝浦港発着所
	同	月24日	午後1時から 午後4時まで	八幡総合支所
	同	月25日	午前9時30分から 午前11時30分まで	松山農村環境改善センター
	同	同	午後1時30分から 午後4時まで	広野コミュニティセンター
	同	月26日	午前9時30分から 午後4時まで	酒田市総合文化センター
	同	月27日	午前9時30分から 午後4時まで	
	同	月28日	午前9時30分から 午後3時まで	
	同	年7月1日	午後1時から 午後4時まで	
遊佐町	同	月2日	午前9時30分から 午後4時まで	吹浦まちづくりセンター
	同	月3日	午前9時30分から 午後3時まで	
川西町	同	月4日	午後1時から 午後3時30分まで	遊佐町民体育館
	同	月5日	午前9時30分から 午後2時30分まで	
高畠町	同	月9日	午前10時から 午後2時30分まで	川西町民総合体育館
	同	月10日	午前10時から 午後2時30分まで	
高畠町	同	月11日	午前10時から 午前11時30分まで	糠野目生涯学習センター
	同	同	午後1時から 午後2時30分まで	和田地区公民館
	同	月12日	午前10時から 午後2時30分まで	中央公民館

南 陽 市	同	月18日	午前10時から 午後2時30分まで	南陽市勤労者総合福祉 センター
	同	月19日	午前10時から 午後2時30分まで	
	同	月22日	午前10時から 午後2時30分まで	南陽市防災センター (沖郷公民館)
	同	月23日	午前10時から 午後2時30分まで	
上 山 市	同	月24日	午前9時30分から 午後2時30分まで	上 山 市 役 所 (南側車庫棟前)
	同	月25日	午前9時30分から 午後2時30分まで	
小 国 町	同	年8月6日	午前10時30分から 午後2時30分まで	小 国 町 役 場 (東側駐車場)
飯 豊 町	同	月7日	午前10時30分から 午後2時30分まで	飯豊町町民総合セン ター
白 鷹 町	同	月8日	午前10時から 午後2時30分まで	白 鷹 町 役 場 (スクールバス車庫)
寒河江市	同	月20日	午前9時30分から 午後2時30分まで	寒河江技術交流プラザ
	同	月21日	午前9時30分から 午後2時30分まで	寒 河 江 市 役 所
	同	月22日	午前9時30分から 午後2時30分まで	
長 井 市	同	月26日	午前10時から 午後2時30分まで	長 井 市 役 所 (第2庁舎西側駐車場 車庫)
	同	月27日	午前10時から 午後2時30分まで	

山形県告示第276号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成31年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検 査 期 日	検 査 場 所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
米 沢 市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	平成31年6月3日から 同 年12月20日まで (指定定期検査機関が指定する日)	検査対象特定計量器の 所在場所又は指定定期 検査機関が指定する場 所	一般社団法人 山形県計量協会
酒 田 市				
寒河江市				
上 山 市				
長 井 市				
南 陽 市				

山 辺 町			
中 山 町			
河 北 町			
西 川 町			
朝 日 町			
大 江 町			
高 畠 町			
川 西 町			
小 国 町			
白 鷹 町			
飯 豊 町			
遊 佐 町			

山形県告示第277号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成31年 4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
鶴岡市
- 2 調査を行った期間
平成28年 4月 1日から平成31年 1月29日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
菅野代の一部
- 5 認証年月日
平成31年 4月 5日

山形県告示第278号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。
平成31年 4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所		登 録 年月日
			種 穂		苗 木		名 称	所在地	
住 所	氏 名	採 取	精 選	幼苗 の 育成	幼苗以外 の 苗木育成				
282	最上郡真室川町大字差首鍋501番地	高橋 和章	○	○	○	○	高橋種苗園	最上郡真室川町大字差首鍋501番地	平成31年4月12日

山形県告示第279号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
最上郡金山町大字朴山及び同町大字中田（一般国道13号）
- 2 公共測量を実施した期間
平成30年8月27日から平成31年2月8日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量及び路線測量）

山形県告示第280号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、小国町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡小国町中心部
- 2 公共測量を実施した期間
平成30年7月6日から平成31年3月15日まで
- 3 作業の種類
公共測量（デジタルオルソ作成及び数値図化）

山形県告示第281号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成31年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	廃止年月日
名称及び代表者氏名	所在地		
ふれあいショップ「愛べ」 長井運営委員会 委員長 蒲生 庄太	長井市栄町1番1-1号	長井市高野町二丁目3番1号	平成31. 3. 31

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県大規模システム統合基盤に係る第二次導入分機器等調達及び保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 平成31年5月23日（木） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県大規模システム統合基盤に係る第二次導入分機器等調達及び保守業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成36年6月30日まで
- (4) 入札方法 調達をする役務が提供される平成31年7月1日から平成36年6月30日までの期間に相当する料金の総価のうち平成31年7月分から平成32年3月分までの9箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち平成31年9月30日分までの金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）と入札書に記載された金額のうち同年10月1日以後分の金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）との合計額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった同年7月1日から平成36年6月30日までの期間に相当する料金の総額のうち平成31年7月分から平成32年3月分までの9箇月分に相当する金額のうち平成31年9月30日分までの金額の108分の100に相当する金額と同年10月1日以後分の金額の110分の100に相当する金額との合計額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当
電話番号023(630)3199

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等

山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成31年5月13日（月）午後3時までに山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Supply and maintenance of secondary installation equipment for the Yamagata Prefectural Government's mission-critical system integration infrastructure: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 23, 2019

(3) Contact point for the notice: Information Policy Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan
TEL 023 (630) 3199

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成31. 4. 1	号外 (9)	2	13	公布の日から4月1日から	公布の日から

平成31年4月12日印刷 発行所 山形県庁
平成31年4月12日発行 発行人 山形県